

外国人刑事法制体系化への史的試論（その2）

——史実・文献の収集と対象領域の探索——

重松一義

〈目次〉 [各論]

- 四 治外法権撤廃後の対外国人刑事法制
 - 五 戦時体制下の対外国人刑事法制
 - 六 戦後の対外国人刑事法制
 - 七 当面する諸問題
- あとがき

四 治外法権撤廃後の対外国人刑事法制

つぎに第4の区分として、維新以来の懸案である不平等条約改正は、外務大臣陸奥宗光の手腕もあり、明治26年7月16日、治外法権撤廃(領事裁判権の廃止)を内容とする日英新通商航海条約の調印で実現、5年後の明治32(1899)年7月17日をもってその効力を発することとなった。このため、発効直前の明治32年5月3日、「裁判管轄に関する日英議定書」(改正条約実施時の未決民事・刑事案件およびその手続については、判決確定まで領事裁判権が継続)に調印、6月10日公布、7月17日実施、6月19日フランス・ベルギーもこれに続き調印がなされている。したがって、わが国において外国人を逮捕・裁判し、拘禁するということは、いよいよ現実のものとなつたのである。

このため、内務省監獄局でも、これに備えた監獄官吏への指導書として中村襄編纂『外国人拘禁処遇論』(明治32年5月3日、警察監獄学会)が著された。その刊行趣旨は内務省監獄局長大久保利武の下記序によって、よく知ることができます。

テキスト

我国々交ノ進歩ハ茲ニ條約改訂ノ大業ヲ完成シ其実施ヲ見ルノ日亦タ將ニ近キニアラントス想フニ改訂條約実施ノ暁ニ至ラハ諸外人ノ我国ニ移住スル者多キヲ加フルハ必然ノ勢ニシテ苟モ在留外人ニシテ我帝国ノ法規ニ背戾スルノ行為アルトキハ帝国法権ノ支配スル所トナルハ亦素ヨリ論ヲ俟タス監獄制度ノ如キ就中之ト密接ノ関係ヲ有ス故ニ刑罰権ノ尊嚴ヲ損セサラント欲セハ須ラク獄制ノ改善發達ヲ図ラザルヘカラス然ラスンハ外人ニ對シ嚴正適実ナル刑罰ノ執行ヲ為ス能ハサルヤ明ナリ近時我国ニ於テモ監獄ニ關スル法制ノ改良發見見ルヘキモノ多ク當局亦其人ニ乏シカラスト雖モ東西風俗習慣ヲ異ニシ數十年間獄制改良ノ歴史ヲ有スル外人ヲ我監獄ニ拘禁スルニ當テハ亦予メ之ニ適當スルノ準備ナカルヘカラス茲ニ所謂準備トハ即チ外人ニ對スル行刑ハ我国人ニ比シ強テ其待遇ヲ優ニスルノ謂ニアラスシテ唯其風俗習慣ヲ斟酌シ徒ラニ刑余ノ苦痛ヲ与ヘサラシメントスルニ外ナラス好ク此趣旨ヲ貫徹シ至公至正ノ行刑ヲ為サント欲セハ今日ニ於テ外囚処遇ノ方法ヲ講究スルハ

監獄当局者ノ將ニ努ムヘキ責務ナリト信ス頃日中村襄氏曩キニ氏及三浦、上田三氏ノ合著ニ成レル監獄官教科書ノ続編トシテ外国人拘禁処遇論ナル一冊ヲ著述シ之ヲ公ニスルニ当リ其稿ヲ齊シ來リ予ニ序ヲ需ム之ヲ通読スルニ外囚処遇ニ關シ細大論述シテ殆ント余蘊ナキカ如シ要スルニ氏カ斯業ニ篤志ナルト研鑽ノ深厚ナルトニ至テハ予ノ厚ク信シテ疑ハサル所ニシテ併セテマタ斯業ノ為メ氏ノ勞ヲ感謝セサルヲ得ス監獄当局ノ諸氏予メ本書ニ就テ研究スル所アラハ庶幾ハ外囚拘禁ノ時ニ到リ過チナキヲ得ン乎敢テ一言ヲ述ヘテ序文ニ代フ

著者中村襄もこの意を体し、特にその総論において歴史的局面である外国人拘禁処遇の重大さをつぎのごとく述べているのである。

改正条約実施の期に於ける我に利害の影響を及ぼすや大なり故に政府は法規を設定し又は之を改正し其成案既に成り又我商業家工業家等各之が準備を為し以て彼外人と競争場裡に相対峙せんと輦々怠らざるが如し果して然らば彼外人を拘禁して刑罰執行の責に該る監獄官諸士の準備は奈何ん既に又整ひたりと為す乎

抑も人身の拘束は人権上頗る重大なるに依り近年大に世人の注目する所となり動もすれば之か為めに紛議を惹き起すに至れるなり況んや彼外人の人権を重する我国人の比に非らざるをやされは彼外人を拘束するに該り一朝其宣しきを失すことあらん歟啻に人権問題として紛議を惹き起すに止らす或是一転して外交問題となり再転して彼我の平和を破るに至る等なきを保せず其の禍害の及ぼす処實に計るべからざるなり是吾人の如き刑罰執行の任に該る者須らく今日に於て之か研究に研究を重ね以て彼を待つの覚悟なかるべからずまたこの著は「外国人拘禁処遇上の方針は専ら内務大臣の此事に対する指示並に本省当局者の意見に基きたり。之が参考としては小河岳洋氏の説話を籍り、又は香港監獄則の條項を抜き、並に同地監獄を実査せられたる山上義雄氏の談話を聞き、且條約実施委員として我監獄を視察したる横浜在留英國商業會議員の本国へ対する報告書等を以てせり」と例言において述べているごとく、小河滋次郎の『監獄学』『香港監獄則』『横浜商業會議所委員の報告』、神戸の「ジャパン・クロニクル」記者および「メール」記者の評などを中心に編纂せられて

いる。なかでも横浜商業会議所員は改正條約実施準備委員として本国政府の命を含み、巣鴨・鍛冶橋・市ヶ谷の各監獄を内務省監獄局小河滋次郎事務官の案内で視察している(日時不詳)。巣鴨組は R. D. ロビンソン, F. W. U. ミシェル, E. フリント。キルヒーの 3 名、鍛冶橋・市ヶ谷組は R. D. ロビンソン, シアーマン, W. チー, ミッチャエル, イーフリント, キルビーの 6 名であり、巣鴨監獄について、

- 改正条約実施以後は外国囚人をして就役せしむる監獄の一なり其位置は新橋より直径殆んど六哩の北方に方り高燥の地に建築せられ土地の空気は清爽にして健康に適せり。
- 各監房は四坪、九四の室にて八畳の清潔なる畳を敷き囚人八人を容るへし即ち一人毎に巾三フィート長六フィート一畳を有す此等は日本下等旅舎に優ること万々なり、建造物は煉瓦石を以て堅固に建築し一見長き二階建の倉庫の如し
- 監房の床の高さは凡そ地上より四呎乃至五呎にて床より天井の高さは凡そ十二呎乃至十四呎なり上部の空隙には巡検の便利のため電燈を設く
- 各監房の床には堅牢の敷物を敷き壁は煉化石を以て築き其外部を奇麗に塗り一室毎に室の一方に盥漱用の注水管を備へ又一方には便所を設く便所は床より低きこと凡そ二呎にして其周囲は木製の欄を繞らせり右屎尿は囚人をして外部より之を掃除せしむる様にして清潔を極めたり
- 各監房にはトラムリン式に開閉する外壁に好当なるの牖窓の設けあり(中略)
監房内には從来日本家屋内にある如き器具を備へす併し早晚外国人の入監する場合は此等の器具をも設けらるゝ由を其筋の人より伝聞せり
- 囚人は善く優待を受け残酷の取扱を為されたる事跡を認めず且又囚人の從來虐待を受けし如き畏縮の態度をも認めず
又囚人は頗る健全なり只余は一囚人の手に疥癬あるを観たり此者は已に治療し殆んど全癒し居れり
- 余輩は次に浴室を參觀せり此室は立派に広大に清潔に尚ほ温湯の充満せる如きは寛に感嘆の外なし余は署長より病囚は毎日入浴を許可し平常は一週

間に三回入浴せしむへきことを聞くこの室に統て硫黄を多量に混入せる薬湯の設けあり

次て広大にして清潔なる厨房に赴けりこの時恰も囚人の食を調ふる時に際せり其食料は米四分麦六分と共に炊きたる者にして之を四角形の模型裡に圧搾したる者にて宛然方形の菓子の如し而して大小各其量を異にす此れ其就業の如何に依り或は処罰に依りて食料の多寡を給与す然れども囚人は小量の食料と雖とも生命を保維するに足れりとし又一時の処罰として減食することは各満足する処なり魚類は一週間に二回給与す副食物は日本人の常食とすへき物を小量給与す

此減食の法は其減食の量及品質に至ては元来の日本人に在ては適す可けれども肉食を以て成育したる人に在ては滋養の度或は奈何歟小河君は外国囚人には減食の法を改良すへきことの計画なりと語られたり

○基督教牧師も教導のため自由に入ることを許可せられたりこの室の二階には少年囚人の受学の室として用いられたる同一の半円形の室あり

以上は報告書のごく一部の抜粋であり「此報告は日本当時に於ける有数の巣鴨監獄視察に就ての一斑にして地方管轄の監獄全般の状態も如斯ものなりと臆断する勿らんことを望む」と結んでいる。巣鴨については外国人改正条約実施準備委員の眼からみて満足すべき設備とみられたようである。これに反し他の在京監獄と比較した評として、

鍛冶橋及市谷両監獄に就て我当局者に要求せし事項は、(第一)女監改良の事(第二)鍛冶橋監獄の建築の古き事(第三)空気流通の不完全なる事(第四)天井窓の造り方不都合なる事(第五)住所構造の不完全なる事(第六)洗除方の不完全なる事(第七)獄舎木造なるか故火災の際囚人は最も危険なる事(第八)食物余りに粗悪なる事(第九)監禁室の不備なる事

にして此報告書を第二編第一章獄舎の部に掲げたる「クロニクル」記者の批評したるものと参照せば又以て彼外国人か我監獄に対する感那辺に在る乎其の一斑を窺ふに足るものと信す

とある。ともかく外国人犯罪者に対し厳正確実な刑の執行が果して出来るのかという危惧の念が強く、明治初年に好奇な眼でわが国監獄をみた事情と異なり、

切実真剣なものであった。したがって、そこには正座という規律は身体刑の付加であるとか、椅子等の設備がなければ不適当であるとか、暖房設備がないとか、洋服を必要とするとか、風俗習慣の違いを調整しなければならない多くの問題や、監房の入口が狭く四ツン這いにならねば入れないとか、体幹が大きく力が強いため編者(注：中村襄)自身「予横浜居留地に於ける監獄又は警察の監房を巡視したるに該監は頗る堅固の構造なれども狂暴者の扉を打撃破壊せんとしたる痕跡を見て實に一驚を喫し思わず戦慄を催せり是に由て看るも普通木造の而かも半腐朽に屬したる監房の如きは彼一朝破壊せんとせは一拳手一投足の仕事なるべし殊に工場へ出役せしめず監房に於て執役せしむる場合には多少の器具を貸与せざる可らざるを以て猶更危険に堪へざるなり」、「横浜居留地の警察署員の云小処に依れば外国人の狂暴者を房内に容れんとするときは少くとも三人乃至五人の合力を要し而かも尚頗る危険のことありて其至難なること迫も⁽⁵⁵⁾我国人の比にあらず」といった体験的事例が引かれ、事実、外国人より批判多い戸部監獄に代わる根岸の監獄建設が進められているのである。このようにして明治 32 年 7 月、いよいよ外国人に實際適用される「外国人ノ待遇標準」(内務省訓令第 712 号)⁽⁵⁶⁾という下記の監獄内規が内訓せられたのである。

外国人の待遇標準

改正条約実施の後各国人ヲ監獄ニ拘禁シタル場合ニ於テ特ニ之カ為メニ其ノ待遇ヲ殊別スヘキ必要ナシト雖モ然カモ個人的関係ノ如何ニ依リ全然内国人ト同一ノ待遇ヲ為ス能ハサル場合ナシトセス是ヲ以テ我カ風俗習慣ニ馴レサル囚人ニ對シテハ適當ノ斟酌ヲ施シ行刑ノ公平ヲ期セサルヘカラス今内外人ニ通シ遇囚上改良スヘキハ之ヲ改良シ又行刑ノ公平ヲ保ツカ為メ慣習ノ斟酌ヲ要スヘキモノハ之ヲ斟酌シ左ニ其ノ標準ヲ示シテ各地区々ニ涉ルノ弊ナカラシメントス尤モ遇囚上慣習ノ斟酌ヲ要スルモノト雖モ長期囚ノ如キ者ニ對シテハ當局者ニ於テ成ルヘク漸次我カ風習ニ同化シ一般遇囚ノ規律ニ馴致セシムル様注意セラルヘシ

- 一 監房ハ可成流風ノ害ヲ受ケシメサル様注意スヘシ
- 二 監房ノ広サハ昼間分房ニ在リテハ可成四畳半以上高サ床上一丈以上夜間分房ニ在リテハ三畳以上床上一丈以上タルヘシ

- 三 房戸ノ高サハ可成五尺以上トシ外部ニ開クノ装置トスヘシ
- 四 極厳ノ季節ニ在ツテハ必要ニ応シ暖房ノ設備ヲナスヘシ若シ構造上暖房ノ設備ヲ為ス能ハサルトキハ湯タンポノ類ヲ用ユヘシ
- 五 囚人ニ対シ医師ニ於テ其ノ健康上必要アリト認メタル場合ニハ領置ノ襦袢袴下ヲ着用スルコトヲ許シ其ノ領置品ナキモノハ之ヲ貸与スヘシ
- 六 内外人ヲ問ハス民間篤志ノ宗教家等ニシテ其ノ同宗派ノ囚人ニ対シ祈禱説教等ヲ施サント乞フ者アルトキハ監獄規律ニ差支ナキ限り成ルヘク時日ヲ定メテ之ヲ許可スヘシ
- 七 在監人中自費ヲ以テ監獄医外ノ医師ノ診察ヲ受ケント請フモノアルトキハ其ノ情状ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得但薬剤ハ監獄ニ於テ調剤スヘシ
- 八 昼夜分房ニ拘禁スルモノニ対シテハ毎日必ス適度ノ戸外運動ヲナサシムルコトヲ要ス
- 九 日曜日土曜日其ノ他宗教上慣行ノ大祭日ニ於テ礼拝祈禱説教等ノ必要ニ依リ免役セシムルモノモ妨ケナシ
- 十 護送中ノ被告人ニ係ル食物ハ可成自弁購求ヲ許容スヘシ
- 十一 凡テ囚人ニ対シテハ其ノ風俗慣習宗教上等ノ関係ヲ斟酌シテ法規ニ差支ナキ限り作業其ノ他ノ遇囚事項ニ付キ可成相当ノ措置ヲ施スノ注意アルヲ要ス
- 十二 著シク風俗習慣ヲ異ニシ脅力強壯ナル囚人ハ可成堅牢ナル監房ニ別異拘禁スヘシ但同一ノ風俗習慣ニ馴致セラレタル者ハ監獄則在監人別異ノ規定ニ抵触セサル限り三人以上同房セシムルモ妨ケナシ
- 十三 坐作ニ馴レサル囚人ヲ拘禁スル監房ニハ質素ナル卓子及腰掛ヲ常置スヘシ但寝台ハ監房等ノ都合ニ依リ必スシモ之ヲ備フルニハ及サレトモ若シ備フル場合ニ於テハ可成簡便ヲ旨トスヘシ
- 十四 監獄一般ノ食物ニ堪ヘサル囚人ニハ相当ノ斟酌ヲ加ヘ其保健ニ必要ナル食料ヲ給与スヘシ但シ食料ノ更廃ニ関シテハ毎ニ監獄医ノ意見ヲ徵スルヲ要ス
- 十五 習慣上入浴脱靴等ヲ肯ンセサル者ニ付テハ特ニ必要アル場合ノ外成ルヘク其意思ニ反シテ之ヲ強行スルカ如キコトナカラシムヘシ

- 十六 監獄則規定ノ年齢ニ該当スル囚人ニシテ邦語ニ通セサル者ニ対シテハ
便宜教育ヲ省略スルモ止ムヲ得サルコトナリト雖モ時間ノ多少ニ拘ハラス
可成教誨師若クハ監獄官吏中適當ノ者ヲ撰シテ之ヲ施スノ注意ヲナシ且ツ
書籍ノ看読等ヲ勧奨シテ自修ノ途ヲ開カシムルノ注意アルヲ要ス
- 十七 短期囚人ノ頭髪髭鬚ハ清潔規律ニ差支ナキ限り其習慣ヲ参酌シ其儘ニ
之ヲ存セシメ置クヘシ若シ長期囚ニ係リ或ハ其他清潔規律等ノ必要ヨリ之
ヲ短薙剃除シタルトキハ出獄前ニ原形ニ復セシムルノ注意アルヲ要ス
- 十八 接見ハ差支ナキ限り之ヲ許可スヘキコト勿論ナリト雖モ立会官吏ノ会
得スルニ足ルヘキ言語ヲ以テセシメ若シ立会官吏ノ解シ得ヘカラサル言語
ヲ以テ接見セント請フ場合ニ於テハ監獄ニ於テ通弁人ヲ指定シ其ノ費用ハ
接見ヲ請フ者ノ負担トスヘシ
- 十九 接見ノ場合ニ於テハ握手等ハ勿論其他相接触スルコトヲ厳禁スヘシ
- 二十 著シク風習ヲ異ニスル囚人ノ作業ハ(殊ニ刑ノ初期間ニ於テ)成ルヘク
分房ニ於チ之ヲ服セシメ健康等ノ必要ニ応シ監獄構内ニ於ケル掃除運搬耕
耘等ノ役ニ就カシムヘシ

「外国人の処遇標準」の内訓と同時に、明治 32 年 7 月監獄局長秘甲第 207 号通牒により、食物・衣服等の製式が示されている。それによれば、男女共に冬服。夏服の別に洋服類似の形状とすることとし、靴下をつけ、靴は底部を木製とし、その他の部分はズックとするものとされ、女囚には常に下股引を穿くことを指示されている。食事についても、パンとは表現されず、夕食につき小麦粉(男 22 叉、女 18 叉と差別あり)、朝昼には粥(米麦及馬鈴薯を混煮す)と例示され、麵包は 1 日 3 回 1 回 40 叉、肉は一週 120 叉 3 回以上とし、「麵包に代ユルニ脂肪米麦馬鈴薯豆類混合ノ雜炊ライスカレー等日本食類似ノモノヲ与ヘ可成的速ニ日本食ニ堪ユルノ慣習ヲ生セシムルノ注意アルヲ要ス」とされている。このほか当然未決者であるが、バター、チーズ、牛乳等の購求が認められている。このような通牒趣旨から、外国人の人権・特性を認めつつ、極力わが国の習慣に馴れさせ、国費の節削と取扱いの利便を考慮した諸点が窺われるところである。

さて、この設備の整った巣鴨に収容した外国人第 1 号は、明治 32 年 4 月に横浜に入港したアメリカ商船の水夫ロパート・ミルラー(49 歳)である。ミルラー

は船から脱走後1ヶ月半ののち、横浜市内で飲酒のうえ日本人女性二人を扼殺、神奈川県監獄署に収監されたのであるが、事件の日は、夜の零時を過ぎれば改正条約が発効する日であり、零時より一秒でも手前であれば従来どおりアメリカの領事裁判によるものであった。しかし事件は零時を過ぎていたため初めて外国人を日本側で裁判することになり、控訴審で鍛冶橋へ、さらに巣鴨監獄へ⁽⁵⁷⁾と移され、明治33年1月16日市ヶ谷の刑場で絞首刑が執行されたのである。この事件は条約改正発効後の象徴的な外国人の問題として永く伝えられる事であろう。つぎに外国人待遇についての監獄則の改正は、明治32年の時点においては無く、運用上の解釈として明治38年9月、下記の通牒がみられるにすぎない。

監獄拘禁外国人ノ危篤又ハ死亡セルトキ領事ニ通知方ノ件(監甲第709号監獄局長通牒)

監獄拘禁ノ外国人ニシテ疾病ニ罹リ危篤又ハ死亡セルトキハ監獄則施行細則ノ規定ニ依リ本邦在留ノ親属ニ通知セラルヘキハ勿論ニ候得共親属ナルトキハ其ノ所属国籍ノ領事ニ通知セラレ候様致度此段及通牒候也

この通牒の趣旨は明治41年の監獄法施行規則において二ヶ所に折込まれている。すなわち「在監者ノ疾病危篤ナルトキハ其旨ヲ本人ノ家族又ハ親族ニ通知シ刑事被告人ナルトキハ仍ホ検事ニ通報ス可シ」(同第118条)の在監者の中に包括せられ、頭髪の鬚髪に関しては「但特別ノ事情アル者ハ此限ニ在ラス」(同第103条)との規定の特別の事情ある者が外国人をも包括想定したものと解され、以後運用せられているものである。

ところで、条約改正ののち外国人を大量に収容することになったのは日露戦争による俘虜であるが、その俘虜が俘虜収容所から共謀逃亡し、あるいは服役を拒否、あるいは濫りに興奮して収容所職員に暴行抗命するなどの事犯があり、あるいは宣誓解放者の宣誓違反者などが累増するに及び、これら俘虜の処罰の必要が生じることになっている。このため明治37年8月「俘虜処罰に関する法令」という緊急勅令が発布され、翌明治38年2月法律第38号となっている。そうして、これら俘虜の一部が軍監獄から一般監獄に嘱託拘禁せられることになっている。⁽⁵⁸⁾これらの俘虜は一般監獄では犯罪俘虜と呼称され、明治38年9月

10日現在の調査では、小菅監獄(2名)、名古屋監獄(7名)、高松監獄(17名)、神戸監獄姫路分監(23名)、大阪監獄(32名)、福岡監獄(5名)、福岡監獄小倉分監(8名)に分散拘禁(小計94名。累計112名)せられたのである。犯罪俘虜の事犯内訳は逃亡58名、窃盗9名、殴打7名、暴行4名、反抗3名、詐欺取財2名、明治38年法律第38号違反11名であり、その基本規則は明治37年1月16日の俘虜取締規則である。

俘虜取締規則(総則)

- 一 俘虜ハ日本帝国官憲ノ定メタル軍紀風紀ノ法則ヲ遵守シ、絶対ニ逃亡ヲ謀ルベカラズ
- 二 俘虜ハ衛戍司令官及ヒソノ属僚ニ対シテ、絶対服従スルヲ要ス
- 三 俘虜ハ日本帝国陸軍将校及ヒ同相当官ニ対シ、ソノ国ノ同等官ニ対スルト同様ノ敬礼ヲナスペク、マタ慰問者ニ対シテモ相当ノ敬意ヲ表スベシ
- 四 俘虜ハ静肅ヲ旨トン、放歌高声、喧騒乱暴、不穏ノ挙動アルベカラズ
- 五 俘虜ハ、ソノ氏名、年齢、国籍、階級所属部隊等ノ訊問ニ対シテハ真実ノミヲ答エルベク、イヤシクモ虚偽隠蔽ノ陳述ヲナスペカラズ
- 六 以上ノ各條項ニ違反スルトキハ、帝国陸軍の軍紀ニヨリ、嚴重ニ懲罪サルコトヲ忘ルベカラズ

さらに大正3(1914)年になり、同年8月23日第一次世界大戦に参加、日英同盟を結んでいたことからドイツに対して宣戦布告をなしたため、今度はロシヤ軍俘虜に替わり主として青島要塞(中国の遼東半島)を守備していたドイツ軍の俘虜を内地の俘虜収容所(習志野、板東、名古屋、青野原、似島、久留米)に収容、同じく明治27年の「俘虜処罰令」を適用、犯罪俘虜は左の通牒のとおり一般監獄に嘱託拘禁している。

俘虜犯罪者収容方ノ件(大正3年12月司法省訓令監甲第965号)

東京、巣鴨、静岡、名古屋、大阪、神戸、高松、徳島、松山、広島、福岡、大分、熊本各監獄典獄宛

俘虜ノ犯罪者ノ拘禁方ニ付陸軍監獄ヨリ嘱託アリタルトキハ既決囚タルト未決囚タルトヲ間ハス其監獄ニ収禁スヘシ

また、その取扱については「俘虜犯罪者拘禁ニ付其ノ処遇方法等ノ件」(大正3

年12月監獄局長通牒監甲第965号)によっている。すなわち食料・衣類などについては明治32年7月の風俗習慣を異にする犯罪者の処遇方法の通牒(内務省訓第712号、秘甲第207号)に準じ、主な指示事項は俘虜に軍需品等の製造に従事させないこと、及び面会は衛戍司令官の許可を要し、外国人の面会は陸軍大臣の許可証を必要とするといった点である。

この時代となると日露戦争でのロシアの俘虜取扱経験が大きく生かされ、ドイツ語の通訳の配置もでき、非常に適切で円滑な処遇がなされた。一般的の監獄においても外国人収容がさほど珍しくなくなり、特に明治41年監獄法が成立してより、外国人拘禁処遇のための英会話が特に監獄官吏の素養として実務上必要であるとされ、若干名の専任通訳の配置もあるが、のち内閣総理大臣となった鳩山一郎と、佐々木秀司、安松虎雄3人による『獄務練習新書』(東京書院・明治41年11月発行)というテキストに監獄英会話の雑型が掲載されており、外国人に監獄官吏が英語で指示できるよう配慮されるなどの事柄もみられるのである。⁽⁶⁰⁾

治外法権撤廃後、外国人の拘禁はこのような基準でなされ、処遇においても格別の問題がみられず、また一般的な外国人の犯罪も稀少であった。これは単一民族国家としてのわが国では、外国人の存在・挙動が目立ち、逃げ隠れも出来ないこと、観光客としての外国人の数が極めて少なかったこと、外国人といえば外交官か礼遇をもって迎えた高位の外国人に限定されていたためともいえよう。それに、治外法権撤廃後の対外国人への対応・取締には、下記の三つの対象に分岐していることも史的事実として指摘できよう。

- ① 日清・日露戦争を通じ俘虜としての外国人の収容・処罰。
- ② 朝鮮の閔妃事件、中国南部に起こる孫文の革命運動と北伐、フィリピンの反政府独立運動などによる亡命外国人の拘束・追放(国外退去)。
- ③ 軍機にからむスパイ容疑の軍法会議対象外国人に対する拘禁・処罰。

このうち①については、わが民衆がこれほど多くの外国人と接触した経験に乏しいため、一種の物めずらしさと、同情的かつ文化・技術の高さに対する敬意の雰囲気があったことは確かであり、一面には、幕末維新頭初まで、あれほど高かった先進国中国に対する敬意の念(政治・外交・軍事はもとより宗教・諸

芸術に至るまで)が急速に風化し稀薄化し、戦勝国として蔑視する軽薄な世相風潮をもたらしたことも事実であった。②については軍備拡張に係わる汚職(シーメンス事件)のほか、消極外交。外国人接触をタブー視した、いわゆる禍いに巻き込まれたくないという儒教観念が、一部に拘束・追放という誤った非人道的措置のケースを遺しているのである。ともかく一般的には法制の整備・政治力の強化により、外国人犯罪は、おおむね表面化することなく推移していったごとく見えるのであるが、やはり明治42年10月26日、ハルピン停車場での安重根による伊藤博文狙撃事件、大正12年9月に起こった朴烈事件など、潜在していた政治・外交上の矛盾・亀裂は、こうした外国人の重大事件となって噴出しているのである。

また、わが国領事所在地(外地)の在留邦人犯罪の処罰について、その控訴審を長崎控訴院が主管、関係被告人を外地から長崎監獄に護送集禁していったことも、対外外国人刑事法制の整備に比例した新しい対応措置の形成といえるものであった。⁽⁶¹⁾ ③については、国防および軍備拡張の国際競争下、軍機・国防関係諸法の制定と、軍事(憲兵制度)・警察(特別高等警察制度)双方の特務化・強化が国内で進むことにより、水も漏らさぬ取締体制下に外国人を置いたのである。

[注]

- (54) 重松一義稿「人足寄場と石川島監獄」前掲・人足寄場史373頁.
- (55) 中村襄編纂『外国人拘禁処遇論』前掲54~55頁.
- (56) 監獄協会編纂『監獄法令類纂』541頁以下。明治44年9月刊.
- (57) ミルラーの拘禁処遇については、重松一義『名典獄評伝』195頁、重松一義『日本刑罰史年表』152頁.
- (58) 刑務協会編『最新行刑法規』56頁・陸軍軍法會議ノ審問ニ係ル外国人嘱託拘禁ノ件.
- (59) 刑務協会編『日本近世行刑史稿』下680~681頁.
- (60) 重松一義稿「外国人犯罪とその対策——戦後の統計的動向とその実態について——」中央学院大学総合科学研究所紀要第1巻第2号132頁.
- (61) 小早川欣吾『明治法制史論』公法之部下巻1138頁.

五 戦時体制下の対外国人刑事法制

つぎに第五の区分、戦時体制下であるが、これには色々と区分する考え方があろうと思われ、本稿では昭和6年の満州事変勃発以降の臨戦体制から太平洋戦争の終結までをその区分とする。この戦時体制という時代は非常に短いものではあるが、軍部主導の、いわゆる日本人の無差別一体化、“一億一心火の玉”になるよう指導せられていた時代であり、国内では治安維持法による国体認識の一貫、思想犯保護観察法による思想犯の監視と転向指導、外に対してはすでに近代的情報戦時代に入っていたことを反映、軍機保護法・国防保安法・要塞地帯法・防禦海面令・船舶法・不穏文書臨時取締法・戦時犯罪処罰ノ特例に関する法律などの法制を中心に、外国人を仮想敵国とする誤った行政指導がなされ、流言蜚語や秘密漏洩は厳しい取締対象となっていた。したがって、これに抵触する場合には、例え老幼婦女子でも軍法会議の対象であり、憲兵の取締の対象であった。したがい陸軍省から諸官庁に対し、例え司法省に対しては、次のような通牒がみられている。

要塞地帯内ノ秘密地図貸与模写等ニ関スル件(昭和7年2月司法大臣官房秘書課長通牒往第385号)

標記ノ件ニ關シ左記ノ通り陸軍省ヨリ通牒有之候條御了知相成度候

(昭和7年2月陸軍省通牒陸普第821号)

参考本部発行ニ係ル秘密地図ノ貸与模写等ニ關シテハ從来直接陸軍大臣宛出願アリシモ爾今要塞地帯ニ属スル部分ニ就テハ當該要塞司令部ヲ經由セシムルコトニ御取計相成度候

追テ貴管下關係ノ何ヘモ右御伝達方相煩度甲添候

これら通牒の根拠は要塞地帯法(明治32年7月15日の法律第105号)第7条「何人ト雖要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帯内水陸ノ形状又ハ施設物ノ状況ニ付撮影、模写、模造若ハ録取又ハ其ノ複写若ハ複製ヲ為スコトヲ得ス但シ軍機保護法ニ特別ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル」を中心として派生するものである。しかし、これも撮影・模写・録取・測量・上空飛行などの

方法で外国人(英・米・仏・中国・ソ連などの順位)により巧妙に破られており、その舞台は門司・下関・呉・長崎・舞鶴・大連といった要塞もしくは軍港・要港に集中しており、特に門司が写真撮影の中心舞台であった。これらについての実例的文献は、憲兵司令部調査資料に拠る検事宮崎三郎の司法研究があり、昭和10年前後の軍機違反の状況が示されている。その一部を引用し例示すれば下記のごとくである。

○昭和10年2月17日

濠州クイスランド・ブリスブン 生命保険会社代理業 アンドリュー・デイル 31歳

上海より本邦渡来の途次長崎に寄港せる英艦エム・エシア号上より長崎要塞地帯第二区第三区内水陸の形状を無許可撮影せり

(処置) 憲兵探知取調の上書類のみ送致し身柄は汽船出帆の関係上一先つ放遣したるか神戸区裁判所検事局に於て原板没収起訴猶予処分に付せらる。

○昭和10年4月上旬より5月上旬

満州国海拉爾東ニ道街39 洋服商 ハザン・ダイロフ(旧露人) 45歳

4月上旬洋服行商の為奄美大島に渡島し島内各地行商中朝鮮人崔長迷と連絡要塞地帯内兵備の状況及地形等を探知する行為なり

(処置) 憲兵取調の結果容疑濃厚なるを以て5月4日要塞司令官より要塞地帯法第8条に依り地帯外に退去を命ぜらる。

○昭和10年7月21日

華盛頓スサチューセット街918 音楽師エッチ・ダブリュ・ハワード(米国人) 64歳

関釜連絡船上より鎮海湾要塞第三区内たる絶影島及朝島付近の水陸の形状を活動写真にて無許可撮影す

(処置) 釜山水上署に於て検挙送局の結果写真機没収罰金30円に処せらる。

○昭和10年8月25日

英國リアドンスミス会社貨物船クインシツイ号三等運転手 ワイ・ダイ。

グロウブス(英国人) 16歳

要塞地帯内第二区たる門司港碇泊中下関を背景に通過中の巡洋艦最上其他を2枚無許可撮影せり

(処置) 門司警察署に於て検挙捜査の上所轄区裁判所に事件送致し起訴猶予となれり。

○昭和10年12月9日

米国軍艦ゴールドスター号乗組一等機関兵エー・シー・モリソン(米国人) 24歳

諏訪公園高地より要塞地帯第二、三区たる長崎港内水陸の形状を無許可撮影せり

(処置) 付近住民の届出に依り長崎警察署に於て検挙事件送致したるか影像極めて不鮮明なるを以て不起訴処分に付せらる。

こうした要塞地帯の機密のほか、軍需品の製造にかかる機密防止についても厳しい達しがあり、受刑者を動員した刑務作業の下記通牒もその一例である。

軍事機密漏洩防止に関する件(昭和8年2月行刑局長通牒行甲第257号)

軍需品ノ製作ニ関シテハ予テ通牒ノ次第モ有之作業上ノ秘密厳守ニ付テハ十分御配慮相成居ルコトトハ思料候ヘ共軍需品ノ製作ハ軍事機密ニ属スルヲ以テ苟モ其製作ノ内容ヲ外部ニ漏洩スルカ如キコトナキハ勿論刑務職員ト雖モ作業上直接関係者以外ハ絶対ニ其ノ内容ヲ知ランメサル等其軍事機密厳守ニ深甚ノ御注意ヲ払ハレ尚日常ノ取扱ニ付テハ左記ノ通御取計相成度候

記

- 一 軍需品製作ニ関スル作業状況ノ參觀又ハ其ノ内容ノ発表ハ絶対ニ許ササルコト但シ陸海軍ノ関係官吏ハ此限ニ在ラサルコト
- 二 軍需品製作ニ関スル書類ハ之ヲ別綴トシ取扱者ヲ特定シ必要時外ハ一定ノ施錠装置ノ筐ニ格納シ置クコト
- 三 軍需製作ニ使用スル作業材料ハ器具機械ヲ民間商人ヨリ購入ノ場合ハ可成軍需品製作ニ使用スルコトヲ知ランメサルコトニ注意ヲ払フコト
- 四 軍需品ノ委託材料及製品ノ保管ニ付テハ一定ノ場所ヲ指定ジ置キ其取扱

ハ特定ノ者ヲシテ取扱ハシムルノ外受払ノ明確ト保管上ノ適正ヲ期スルコトニ注意ヲ払フコト

五 軍需品ノ運搬ヲ地方民間ニ委スル場合ハ予メ本人ノ素行竝信用程度等調査ノ上特定ノ者ヲシテ運搬セシムルノ外軍事上ノ秘密厳守ヲ誓ハシムルコト

とあるように規制され、戦時体制下、外国人にその軍需生産の実態を伝えられぬよう、こうした配慮がなされていったわけである。また、太平洋戦争突入と同時に、欧米人、特に敵国人となったアメリカ人、イギリス人の収監および刑確定者の増加が顕著であり、しかも全国的規模で相当数の外国人を収容処遇する状況をみせている。このため外国人処遇について、つぎのような準則がみられることも見落してはなるまい。

戦時収容ニ係ル外国人ノ処遇ニ関スル準則(昭和16年12月19日行甲第2091号行刑局長依命通牒)

第一 国防保安法 軍機保護法其ノ他防諜関係等ニ依リ刑務所又ハ拘置所ニ収容セラレタル外国人ノ被疑者又ハ刑事被告人ニ対シテハ概ネ本準則ニ依リ処遇スペキコト

第二 当該外国人ガ敵国人タルト否トヲ問ワズ之ガ処遇ニ当リテハ刑務官吏ハ須ラク大国民タルノ襟度ノ下ニ厳正且公平ヲ旨トスルコト

第三以下は、厳正な隔離拘禁、遵守事項を外国语で告知すべきこと、自殺防止のため原則としてネクタイ、マフラー、オーバーの房内着用禁止がみられ、食料・雑器具については明治32年の「外国人ノ処遇標準」とさほど変わることのない準則である。とりわけ処遇現場では、このような準則を踏まえながらも、外国人改善無用論と外国人への人道的対処論(改善努力必要論)の対立する二つの論があったもので、昭和18年5月、当時の横浜刑務所長中尾文策は次のごく論じている。

然し萬国と親善を結び其の国と民との幸福を希望すると言うのは平和を愛する我が國の最初からの国是であって、自分の国さへよければ他の国の運命が如何に成っても関知しないと言ふやうな偏狭な態度は我が国是と反するのである。されば私達の最後の理想は、全犯罪者を改善教化して以て其の母国

の良民たらしめるに在らねばならない。然し現実の問題としては私達は今眼前に敵国を有する。しかもそれは憎む可く恐る可き相手である。此の敵に属する者に迄も我が国人に対する同様なる熱意と労力とをもって改善的努力を尽せと言うのは、抑私達の国民感情を無視した安価な感傷主義的人道論であるのみならず、刑務官としての私達にはその前に為す可きことが山程もあると言う事実を無視した議論であると言はねばならぬ。(中略) 外人行刑に関する基本的態度と言ったやうなものは右に述べた如くであるが、然らば其の具体的処遇方法は如何にある可きか。話が細かく成るから此處では唯其の二三を拾って述べる。先づ其の処遇方法は嘗て考へられた如く、外人をして受刑中出来る丈け不自由を感じさせないと言うような態度から脱却せねばならぬ。日本に来て日本で犯罪し日本の監獄に入った以上、生活様式が日本のそれであることは極めて当然である。仮に日本人が欧米の監獄に入った場合、和服を着て米の飯と味噌汁沢庵を食べ畳の上に寝ることを許されるであろうか。私は、衣食住に付ては最早、従来の如き特別の扱いは原則として不要否有害であると思ふ。週3回以上牛肉を給与し三食共パンを給するが如きは以ての外である。如何なる外人も原則として日本式衣食住以外のものを許さる可きではない。教誨は原則的には総衆教誨に出席せしむる必要はない。但し長期受刑者及び特別の希望者に付ては此の限りではない。作業入浴頭髪髭鬚に付ても特段の例外を設けることは不要であろう。特に力を入れて強制す可きは日本語の勉強である。言語の通じないことはあらゆる不便不都合の起る原因であって、外人行刑の機能が阻害されるのは人情風俗の差からよりも寧ろ此の言語不通からの方が大きいと思われる。日本語を学ばせることには行刑以外にも利益があることであるから、此の機会を捉へて極力之を強制し奨励す可きであり、特に当方から彼等の言葉を学んで迄用を足さうとする必要の無いのは勿論である。日本人受刑者と雑居させることなどは有効な一方法であろう。⁽⁶³⁾ (下略)

このほか、戦時体制下の偏則的事情として、外地(植民地)の経営・戦線の拡大・占領地の拡大にともない、まず昭和9年上田茂登治(山口刑務所長)・泉顯彰(青森刑務所長)の両典獄が満州国政府司法部の行刑指導者として渡満、昭和14年

4月には蒙古自治政府からの招聘刑務官として赴任する例がみられ、太平洋戦争突入後は、中華民国政府の上海工作局や南方占領地域に赴任、俘虜収容ならびに現地外国人の刑事拘禁事務にあたっている。昭和17年の司法書記官安達勝清氏(行刑局第一課長)の陸軍司政長官、典獄東邦彦氏(横浜刑務所長)・吉田綱紀氏(神戸刑務所長)⁽⁶⁴⁾などの陸軍司政官任用があり南方各地に赴任、昭和18年1月には川越少年刑務所長本田清一氏は中華民国国民政府領事として上海に赴任している。⁽⁶⁵⁾こうした人事は外国人拘禁処遇のためとはいえ、まことに異例なことではあった。

[注]

- (62) 宮崎三郎『軍事ニ関スル刑罰法規ノ研究』司法研究報告書第24輯12号217頁以下。
- (63) 中尾文策「外人行刑に就いて」『月刊刑政』56巻5号2頁以下、昭和18年5月。
- (64) 矯正協会編『戦時行刑実録』975頁以下。
- (65) 法務省矯正局編『矯正年譜』290、291頁。
- (66) 矯正図書館編『全国歴代矯正施設長名簿』65頁。

六 戦後の対外国人刑事法制

第六の区分は、(一)聯合国による占領体制下、(二)講和条約発効後、(三)および現在の外国人大量入国・滞在という三段階の推移をみる区分である。

(一) 联合国による占領体制下の対外国人刑事法制

まず第一の、ポツダム宣言受諾による連合国軍の日本進駐という占領体制下の戦後という状況を史的にみる場合、進駐軍兵士の犯罪状況を伝えるものには、終戦後の渉外事務を担当した各府県終戦連絡事務所の往復文書や、占領初期の渉外事務に従事した当事者の報告(例えば朝海レポート)、それに各府県警察史や当時の新聞記事が伝えるものを文献として挙げることができる。例えば、つぎのような記録である。

○進駐軍兵ノ不正行為ニ関スル件

11 18 受信 1020 訳 31235

発 京都府終戦連絡事務所秋山支部長

報 終戦連絡中央事務局総裁児玉少将

占領軍ノ進駐ニ関シ地方庁ハ概シテ無事進駐ヲ報告シ居レルモ米兵ニ依ル強奪窃盗乃至無錢飲食等ノ不正行為ニシテ調査漏ノ例モ相当数ニ昇リ居ルヤニ聞キ及ヒ居ル処先般第六軍軍政部長ト会談ノ折米兵ノ不正行為防止策トシテ進駐軍側ニ於テ米兵ニ身分証明書ヲ交付シ買物等ノ場合ハ右ヲ表示セシムル事トシ我カ方ニ於テハ右証明書ヲ示メササル米兵ニハ警戒セシムル如ク民間ニ承知セシメテハ如何ト「サヂエスト」セルニ先方ニ右ノ名案ナル可シト賛意シ居リタルカ右我方ヨリ提議ノ形ニテハ軍ニ干渉トナルニ付单ニ先方ノ自由ナル決定トシテ右ノ如ク実行方取計可然ヤ寧ロ至当カト存ス何分ノ儀御回返相煩度⁽⁶⁷⁾

○米第八軍将校と旧第六軍管下視察に関する報告書

現地将校(ポーウエル大尉)より殺人罪もしくは悪質闇取引(米軍物資を入手し右を高価に転売せる犯人を引致せり)を行なえる支那人の裁判管轄に付き質問ありたるに付き、パ大佐より本件はリーガル・セクションにて研究中なるも未だ結論を得るに至らず、差し当り刑務所に留置し置くと答えたるに付き、本官より台湾人にして、治安を^{みだ}柔したる者に対しては日本の裁判所に於て総司令部の承認を得て裁判を行い居り、右裁判に當り最近府中に於て華人将校の干渉ありたる事例を指摘せるところ、ポ大尉は台湾人に対し日本側に於て裁判権を有すべきやは国際法上疑義あるも、米側としては旧日本人たりし台灣人、朝鮮人は支那人と必ずしも同様に取扱い居らずと答えたり。⁽⁶⁸⁾

○鹿島に於ける連合国軍側ノ折衝ニ関スル事項

鹿連第4号 昭和20年10月6日

鹿屋連絡委員会委員長 山路 章

終戦連絡事務局長官殿

(前文記述省略)最近ニ於ケル聯合軍トノ折衝事項左ノ通(注: (一)(二)(三)(四)省略)

四 9月28日 不法武器没収事件ニ対スル申入レノ件

9月22日志布志ニ米兵5名、25日都城ニ4名、26日都城ニ7名が来リ主トシテ拳銃日本刀ヲ没収セラレタルニ対シ陸軍トシテハ既ニ武器引渡準備ノ一段階トシテ中央ニ目録提出済ニ付スル没収継続スルニ於テハ目録ト現品トノ間ニ不一致ヲ生スヘキニ付之ヲ取締ラレ度キ旨及陸軍トシテハ右ノ如キ行為防止ノ為建札ヲ建ツヘキ旨並ニ根本的ニハ成ル可ク早目ニ武器引渡ヲ実施シ度キ旨申入レタリ

- (六) 9月30日 25日御真影射擊事件ニ対スル回答(鹿連第3号所掲・省略)
 (七) 10月1日 私物没収事件

9月29日ノ垂水海軍特別保安隊事務所洞窟ヲ訪レ巡邏ト称シ某將校ノ写真機1、腕時計1、ヲ持去リタル事件ニ関スル申入

- (八) 10月1日 腕時計掠奪事件

9月24日県下肝属郡大根占、某、県道進駐検問所ニテ腕時計ヲ掠奪サレタル事件ニ対スル申入

- (九) 10月1日 米兵発砲威嚇事件

9月24日米兵5名鹿屋市雜貨商某方ニ來リ焼酌及女ヲ強要威嚇発砲セル事件ニ関スル申入

進駐軍兵士の犯罪状況を伝えるもう一つの面は、占領軍のスポーツマンであるGHQ涉外局からの発表せられた事項である。その例は非常に少ない。その僅かな一例として、昭和23年11月23日感謝祭の日であるが、札幌市北2条西11丁目路上で米兵2人による日本人9人の殺傷事件が起っている。この事件は大きな事件であったため翌昭和24年に米軍裁判で米兵2名に死刑を宣告した旨涉外局から発表せられている。

これら占領軍の進駐という段階に続き電光石火のごとく実施せられたのが戦争犯人(戦犯)の指名と逮捕である。戦争遂行の最高責任者としてのA級戦犯、戦時体制下の主として俘虜取扱い問題につき責任をとられたのがB、C級戦犯である。終戦時、わが国が収容管理していた連合国側俘虜は内地32,389人、外地76,403人、南方地域2,067人に及んでおり、これら俘虜は占領軍が現地進駐と共に、その指定地区で連合国に引渡されている。俘虜とはいえ、寸前まで敵国外国人であった人を何の不平・不満もなく引渡すということは至難なことで

あったと考えられ、監督責任者はもとより、末端にあっては、やはり敵性国人の取締りに当って恨を買ったり誤解や行過ぎもあったのである。戦争がエスカレートするに従い、内地の一般刑務所など、特に大阪刑務所では大量に俘虜を軍から嘱託収容していたのであるが、進駐後に、元俘虜立会いの首実験があり、戦時中、医薬品が欠乏のため、東洋式治療であるお灸を据えたところ火責めにしたとされ、牛蒡ごぼうを食べさせれば木の根っこを食わせたとなり、精神状態に変調をきたしている俘虜の汚物を洗い流すためホースで洗体させたところ水責めにしたとか、様々な理由でB, C級戦犯に看守が問われた事実もあった。⁽⁷²⁾この問題については、将来に向け戦争犯罪の法理を中心に、外国人の有無を超えた国際法制の問題に及ぶ課題として遺されている。このようなことで戦争犯罪人処罰についても、わが国における進駐外国軍隊の犯罪についても、対外国人刑事法制の不存在という空白期間を経るのである。その根拠はつぎに示す覚書による。

刑事裁判権行使に関する覚書(1946年2月19日)

日本の裁判所は、以後連合国の人又は法人その他の諸団体に対し、刑事裁判権を行使してはならない。連合国人の被告人とする現に繫属中の刑事訴訟は、全て連合国最高司令官に報告される事を要する。日本の裁判所はこの種の被告人に関する今後の処置を停止し、被告人は連合国最高司令官の権限ある代表者の指令に服させなければならない。

Japanese courts will henceforth exercise no criminal jurisdiction over United Nations Nationals or organizations, including corporations. All pending criminal proceedings in which Nationals of the United Nations are defendants will be reported to this Headquarters: further action by Japanese Courts With respect to such defendants will be stayed and the defendants will be held subject to directions from authorized representatives of the Supreme Commander for the Allied Powers.⁽⁷³⁾

ただ、この裏付けとして、連合国軍の軍律維持のため、「アメリカ兵によって強奪された金銭に対する賠償請求に関する覚書」(1946年6月26日)・「連合軍将兵の与えた損害に対する覚書」(1946年9月11日)等々の覚書が連合国軍総司

令部(GHQ)から発せられ、連合国軍人の犯罪は各基地・駐屯地の營倉監禁か
スタッケード⁽⁷⁴⁾陸軍拘禁所(例えば豊多摩刑務所を接収してこれに充てた)での服役制度として存
在したことも忘れてはならない。

(二) 講和条約発効後の対外国人刑事法制

さて、昭和 26 年(1951)9 月 8 日、サンフランシスコで対日平和条約・日米安全保障条約が調印され、この条約発効後の最重要課題の一つが日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊に対する刑事裁判権の行使についての調整問題であった。その契機は昭和 28 年 8 月 23 日「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」(NATO 協定)が結ばれることにより、これと同様の条件を日米間にも協定されることが適当であるということから始まって調整が急進捗、昭和 28 年 10 月 29 日「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定」(日米行政協定)第 17 条の改正がなされた。これに伴い、昭和 28 年 11 月 12 日「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基づく行政協定に伴う刑事特別法」、昭和 29 年 6 月 1 日「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」(地位協定)が制定公布されることにより、日本に駐留する外国軍隊に対する刑事裁判権行使の問題は、条約に対応したわが国内法の一つとして整備統一されるに至っている。⁽⁷⁵⁾

これにより、まず日本の警察権は改正前の行政協定第 17 条第 3 項(6)前段によって、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内での逮捕状・勾引状・勾留状の執行には合衆国軍隊の権限ある者の承認もしくは嘱託のもとに於てのみ可能であったが、改正された刑事特別法第 17 条では、つぎのごとく改められている。

合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

つぎに日本の裁判権は行政協定第17条第1項により、日米双方の管轄が明確に記入されることにより明らかで、同条第1項は

- (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員又は軍属及びそれらの家族に対し、日本国領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて裁判権を有する。

と規定している。特に日本国の当局の専属的裁判権を有する罪として同条第2項(6)は日本の安全に関する罪(内乱罪・外患罪・国家公務員法第109条第12号など)を示していることが注目され、同条第3項(6)では日本国の当局が裁判権行使する第一次の権利を有するもの(合衆国の軍当局が第二次の権利を有するもの)を規定、合衆国軍隊の構成員・軍属の家族については、日本国の当局が第一次の裁判権を有することとされていることも注目された。なかでも、家族の中の少年に対する保護処分については実務上・法規上議論のあるところで、下記の二つの資料でみると対処されてきたことが知られよう。

- 家庭裁判所が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を保護処分に付することができるかどうかの問題であるが、この処分は、本条の適用外にあり、別に少年法その他にこれを禁止する規定はないので、理論的には積極に解される。しかしながら旧少年法において軍人及び軍属に対しては特別な扱をしていたこと及び合衆国において法律上少年として扱われる年齢の基準が日本国とのそれとは異なっていること等を考慮するならば、少なくとも合衆国軍隊の構成員及び軍属には日本国の当局の行う保護処分は、なじまないものと解すべきである。なお、家族についてもそれが合衆国の軍法に服するものである限り保護処分には親しまないものと解するのが相当である。⁽⁷⁶⁾
- 合衆国軍隊の構成員、軍属又は軍法に服するそれらの家族に関する少年事件の取扱等について依命通牒(昭和28年11月24日刑事局長通達)

この件については、さきに本年10月7日刑事第27695号刑事局長通牒を

もって、少年事件中捜査の結果起訴を必要としないと認められる事件及び罰金以下の刑に該る犯罪に係る事件については、当該事件を家庭裁判所に送致することなく、第一次の裁判権を行使しないこととされた旨指示したところであるが、少年事件については、少年法の建前から検察官に不起訴処分をなす余地がなく、一方右の裁判権不行使を決定する権限も法務大臣に属するものであって検察官に属するものではないので、検察官が少年事件につき起訴を相当としないと認める場合には、先般通知した日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会において合意された事項第40項所定の裁判権行使の期間を経過させることによって裁判権不行使の結果を惹起させる以外に自ら処理する方法がなかったのであるが、かくては、徒に処理をせん延させ、合衆国の軍当局における事件処理を遅延させる結果となるので、ここに、少年事件についての裁判権不行使を決定する権限を貴官に委任することとし、今後は特に本省において裁判権不行使の決定を通告すべき旨指示のあった場合を除き、起訴不相当と認める事件及び罰金以下の刑に該る犯罪に係る事件については、右委任に基き、貴官において裁判権不行使を決定し、速やかに、もよりの憲兵司令官にその旨通告することと致されたい。

これら少年の処理方針からみて、軍人・軍属の家族である非行外人少年の保護処置は不明確であり、事実上野放しであったとみられる。また米軍関係の日本人に対する自動車関係事犯につき被害弁償が現実に履行されていないケースが多く、昭和29年2月13日「米駐留軍並びに国連軍関係者の自動車事故による業務上過失傷害等被疑事件の処理に関する依命通達」が最高検察庁次長検事から出されており、昭和33年度などは青森・埼玉などの県下で米兵の銃器暴発事犯が連續しており、同年10月7日「駐留軍関係事件の速報について」という最高検察庁公安部長通達が出されていることから、日米行政協定維持についての運用指導上の苦心が窺われるところである。

つぎに日本の刑罰権の行使、すなわち日本国の当局が合衆国の軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対し行なう刑の執行は、一般外国人に対し行なわれる手続・取扱いと何等異ならず、わが国の監獄法・同施行規則がそのまま適用さ

れるものである。ただ拘禁にあたり、「日本とアメリカ合衆国との間の領事条約」(昭和39年)・「日本とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約」(昭和40年)・「日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦との間の領事条約」(昭和42年)に依拠、これら拘禁せられた外国人が所轄領事官に拘禁されたことへの通報を要請した場合、速やかに適宣の方法で通報することが義務づけられており、其他、接見・信書の無制限保障や通訳・翻訳の依頼ができる等、諸条件が協定せられている。日米行政協定第17条第9項に関する公式議事録第2項に「合衆国の当局は、要請すれば、いつでも、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で日本国の権限の下に拘禁されているものに接見する権利を有する」と記し協定の効力をもっている。自由刑の執行はこのようなことであるが、死刑の執行については日米行政協定第17条第7項(a)において「死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない」と規定、制約を示しているものがあることを見落してはならない。

〔注〕

- (67) 江藤淳編集・波多野澄雄史料解題『占領実録』第4巻——日本本土進駐——272頁(講談社)。
- (68) 外務省編『初期対日占領政策』朝海浩一郎報告書(上)55, 56頁(毎日新聞社)。
- (69) 前掲(注67)江藤淳編集書 324~328頁。
- (70) 札幌中央警察署沿革誌、北海道新聞同日記事。
- (71) 北海道新聞社編『北海道大百科事典』(上)731頁。
- (72) 重松一義解題『戦犯裁判の実相』12頁(私書版)、重松一義編『巣鴨プリズンの遺構に問う』楳書房。
- (73) 法務資料308号『日本に在住する非日本人の法律上の地位』(越川純吉報告)356頁。
- (74) 重松一義著『日本刑罰史年表』241, 262, 263頁(雄山閣)。
- (75) 津田実・古川健次郎著『外国軍隊に対する刑事裁判権』帝国判例法規出版社。
- (76) 前掲(注75)津田実他編書 12頁。

7 当面する諸問題

人類の社会的成長および科学の発達が、地球をより一体化している帰趨から、国際的認識の深まりは、近年、急速な国際交流の活発化をもたらしている。例えば株式市場である主役が、海外投資家の、いわゆる“外人買い”という動向により見られ、外国企業の上場など国際色豊かになっていることも同様である。また学術的にも国際会議が華やかに交され、外交的にもサミットなどより友好的な動きが如実にそれを物語っているといえよう。しかしながら反面、なお外国人への理解と認識の不足、接渉経験の浅さなどが多くの障害と不必要的摩擦、トラブルを招いている事例は、身近においても数多くみられる。例えば千葉の某カントリー。クラブでは外国人のマナーが余りにも悪いということで非難が全員から出され、会則により外国人会員を締出すというトラブルもみられている。ただ、これなどは民間任意団体であることを理由にメンバーの意向で断っても人権・差別の問題として採りあげ得ない。こうした類いの問題は例挙にいたまがないが、こと法律上の問題となれば、これを無視することは出来得ないものである。したがって、今日当面する問題の中から外国人刑事法制の問題として問題化しており、あるいは将来、それが抵触すると問疑される諸事項をばえ、真剣適切に解決してゆくことは、わが国の将来を左右する重要な国民的課題といわねばならない。

(一) 人権保護上の問題

○指紋押捺……外国人登録事務上、指紋押捺を義務づけているが、これは犯罪人と同様の扱いで心理的抵抗と不快感・屈辱感があるとして拒否、訴訟提起により争われている。争点の中心は人権上、平等取扱の原則(憲法14条)に反するということである。わが国が外国人登録を必要とすることは、外国人の居住や身分関係を把握し、外国人を国内で安全を保証し公正に取扱うという総合的な外国人行政の一環として求められている。その外国人登録法(昭和27年4月28日公布・即日施行)は、昭和30年12月14日の最高裁判所大法廷で憲法14条

の「法の下の平等」に違反しないと判示、合憲と確認せられている。この確認のもとに、個々の外国人を特定する目的に叶う唯一の科学的手段が万民不同・終世不変な指紋であるとして、その押捺を外国人に義務づけているわけである。⁽⁷⁷⁾ その目的に向けての行政的表現とすれば「登録の一貫性の確保」「登録証明書の偽造変造の防止」に不可欠であるというわけであり、外国人自身にとっても、それを所持することにより自らを証明できる法益があるのである。この意味から、指紋に替わるべき必要最少限度の特定可能な手段があれば、それを選ぶべきである。⁽⁷⁸⁾ このため昭和55年「外国人登録法の一部を改正する法律」(法律第64号)の国会審議で登録証明書の常時携帯義務の緩和、指紋押捺義務の軽減、罰則⁽⁸⁰⁾ の軽減、登録証明書の切替間隔の延長が指摘され、昭和57年法改正が実現、外国人の負担が一層軽減せられている。

指紋押捺拒否の訴訟はすでに2件、第一審の判決を得ているが、昭和59年6月14日の横浜地裁係属K判決は指紋の合理性・有効性・必要性を支持、かつ公共の福祉による制約があるものとして憲法13条のプライバシーの権利の主張を退け、国際人権規約B規約7条の「品位を傷つけない取扱い」の適用事項にも該らないとし、外国人に過剰な負担をかける制度ではないとして罰金刑を言渡しており、昭和59年8月29日の東京地裁係属でのH判決も罰金刑であるが、A判決の指紋の必要性・有効性を認めながらも指紋の押捺は個人の尊厳に係わることである認識のもとに「名誉感情を害されたと感じるのが一般と認められる」と、この部分については肯定、一つの方向を示すものとして注目せられている。

昭和60年度は、外国人登録の一斉切り替え時期に当たり、これに該当する在日外国人は約37万人で、この8割以上が在日韓国・朝鮮人である。これらの人々の間では、指紋押捺を「犯罪人扱いするもの」として拒否運動が高まっている。在日米人で大学講師のキャスリン・モリカワ(35歳・女性)は昭和59年6月指紋押捺拒否により一審の横浜地裁で罰金1万円、不納の場合は労役場留置5日の判決を受け東京高裁第4部(山本茂裁判長)に控訴中であったが、昭和60年3月28日同被告は証人申請などを認めなかった山本裁判長の訴訟指揮を不服として控訴を取り下げ有罪が確定している。抗議のため一審但書どおり罰金

支払よりも刑務所ゆきを選んだもので、昭和 60 年 3 月 29 日付読売新聞夕刊には、

モリカワ被告はこの経過について、「横浜地裁よりも慎重、公正な審理を期待して控訴審に臨んだが、山本裁判長は残念ながら、期待にこたえてくれなかつた。このまま裁判が進むと、180 人の押捺拒否者、5000 人の新年度からの拒否予定者らに悪い影響が出るだけなので、抗議の意味から取り下げた」と説明。また同被告は 19 世紀の母国アメリカの哲学者ヘンリー・ソローの言葉を引用して、「人を不正に投獄する政府の下においては、正しい者のいるべき真実の場所もまた刑務所である」と述べた。

と報じている。これらの動きに対し、政府も法改正の可能性について関係省庁間での協議を開始、登録証の常時携帯義務を含む運用面の緩和策を検討する動きを示している。

○外国人弁護士……入国・滞在・定住・帰化・無国籍・二重国籍・多国籍企業や貿易上のトラブルなど、国際的な法律事務を専門に扱いうる外国人問題専門の弁護士を求める要請は近年とみに高まっており、政治亡命・インドシナ難民保護・中国残留日本人孤児など、国際的な立場から人道・人権問題に対処しなければならない要請は強い。⁽⁸¹⁾ また、昭和 59 年に起こった IBM 産業スパイ事件では、合法的に買い得る技術の限界など、取引上の考え方の相違、違法性の認識の相違、その他での特殊事情の不認識などから、一転して予測しない犯罪の成立、身柄の拘束もあり得ることを見るにつけ、わが国刑事法制では考えられぬ身柄引渡しに替わる代理処罰、訴追の移送、刑執行の委託など、外国法制に対処した弁護事務の必要性が痛感せられている。この種の問題を含め、国際的法律業務の需要に対応、外国人弁護士に日本国内で事務所の開設を認めるか否か切実な問題となって来ている。日本弁護士連合会もこれに対処するため、昭和 58 年 6 月日弁連外国弁護士問題欧州視察団(島谷六郎団長)をヨーロッパに派遣、昭和 59 年春、その調査結果の報告がなされている。そこで指摘された事項は次の通りである。

① 各国の法制・実情はその国の歴史・文化・社会構造・司法制度と結びついており、法曹人口・弁護士の利用度の差異につき留意する必要がある。

- ② 現地の法曹資格のない外国弁護士の取り扱いによる職務範囲・弁護士の資格に相当する名称の使用につき法制上限定される傾向がある。
- ③ 外国弁護士問題を考えるにつき自国の公的資格を有する弁護士の正当な利益の保護の必要性が指摘されている。
- ④ 巨大な資金力・人員による外国の法律事務所の支店設置については、法制上その他の問題がある(事務所名使用の可否、現地弁護士の雇用、共同経営等)。
- ⑤ 何等かの形で地元弁護士会等の倫理規定ないし監督に服させるべきとの意見もある。したがって外国人弁護士の問題は円滑な国際商取引のためだけではなく、そこで起こるトラブル・事件に係わる人権の保護・適正手続を保全する国際刑事法制の窓口として、接点として重要な問題である。

(二) 捜査共助及び治安上の問題

○入国拒否・強制退去……自由と人道に基づく国際慣習から、外国人である政治犯人には不引渡の原則があり、⁽⁸³⁾ 日本国憲法第98条第2項に「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」との規定にも拘束される。また政治難民についてはノン・ルフールメントの原則(principle of non-refoulement)と呼ぶ政治難民の追放・送還禁止の原則がある。ただ政治難民や亡命者の取扱如何によっては国内の治安が乱され、国内刑事政策の均衡を破り悪影響がある場合も配慮されねばならない。それに昭和28年7月21日法律第68号の逃亡犯人引渡法では引渡しが認められなかつたことが、昭和39年5月29日一部改正となり、法規上の制限が緩和せられている。しかし実際に日本国が日本人犯人を外国に引渡したのは米国内で高級乗用車を歎し取り、日本に持込んでいた元貿易商石原闇一が昭和59年1月11日都内で身柄を拘束され、同年3月30日東京拘置所で米国に身柄を引渡したのが最初のケースである。⁽⁸⁴⁾ また日本国へ逃げ込んだ米国の婦女誘拐犯人(マーレシア人コック見習翁炳光=ヨン・ビン・ゴン)を米国連邦捜査局(FBI)の依頼により昭和59年2月15日逮捕、仮拘禁状執行により東京拘置所に収監したケースがある。日米犯人引渡条約によるものとしては3人目に当るケースであるが、この引渡制度が国際犯罪捜査の共助として次第に活用されつつある。このほか

「航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第 13 条の規定の実施に関する法律」(昭和 45 年 6 月 1 日法律第 112 号)も、機長よりの引渡・拘束手続が示されている。

入国の拒否・禁止・退去強制については出入国管理令の第 5 条・第 24 条にあるが、法定された事項と異なり、特殊な事例として次の二例は今後ともに外国人刑事法制として研究の余地を残す問題といえよう。

その 1 は、昭和 53 年 10 月 4 日最高裁判所(岡原昌男裁判長)は、ベトナム反戦運動などを理由に、日本国内での在留延長を拒否された在日アメリカ人が、「思想、表現の自由は在日外国人にも保障された基本的人権である」と主張、法務大臣に在留延長不許可処分の取消訴訟(行政訴訟)を提起していた件につき、「憲法の基本的人権の保障は、わが国に在留する外国人にも等しく及ぶもので、政治活動の自由も、わが国の政治的意思決定やその実施に及ぼす活動などを除き、保障される」と判示。在日外国人の政治活動はその限りに於て認めるわが国最初の判例を示したが、一方、在留期間が切れた場合、その更新を認めるか否かは法務大臣の自由裁量権に委ねられたものと認め、結果的には在日外国人の政治活動に枠があり、そうした形で政府の索制が為され得る余地を認めたのである。

その 2 は、昭和 58 年在日ソ連大使館のビノグラードフー等書記官に対し外交官として不当な活動と、国外退去要請をした事件である。同年 5 月末に警察庁から外務省へ“産業スパイ容疑”的通報があり、6 月 17 日外務省から在日ソ連大使館へ国外退去の通告が正式になされている。自発的な出国を求める穩便な要請であるが、外務省としてはウィーン条約第 9 条の「好ましからざる人物」(ペルソナ・ノン・グラータ = PNG)に該する通告を予定していたといわれている。

また、犯罪捜査の国際共助機関に国際刑事警察機構(1914 年国際刑事警察會議として発足、1956 年現制度となる。ICPO = インターポールと略称)があり、パリに本部が置かれている。わが国では昭和 59 年“ロス疑惑”といわれる未解決の事件につき、白石千鶴子さんの身元確認のため米国ロサンゼルス捜査当局の要請を中継するなど、この機関を経る資料交換は年間約 5000 件といわれている。警察のほか、ハイジャックなど国際犯罪への法的対応のため、近年法務省刑事

局総務課に国際犯罪対策室の設置がみられたことも見落してはならない。

(三) 刑事裁判上の問題

○一事不再理……憲法39条に「何人も同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない」とあり、遡及処置の禁止・一事不再理が明定せられている。また民事訴訟法第200条において、外国裁判所の確定判決効力につき

- 一 法令又ハ条約ニ於テ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セサルコト
- 二 敗訴ノ被告カ日本人ナル場合ニ於テ公示送達ニ依ラスシテ訴訟ノ開始ニ必要ナル呼出若ハ命令ノ送達ヲ受ケタルコト又ハ之ヲ受ケサルモ応訴シタルコト
- 三 外国裁判所ノ判決カ日本ニ於ケル公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト

四 相互ノ保証アルコト

との条件を具備する場合に限って有効と認めている。すなわち一事不再理を認めているのである。これに反し刑法第5条は「外国ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更ニ処罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外国ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除ス」と規定、一事不再理を認めていない。

刑法が外国判決の効力につき一事不再理を原則的に採らない理由として、国家主権の放棄・侵害となることをもって論拠とし、一つにはハイジャックなどに対する外国判決が余りに軽く、判決基準が異質であって国内法秩序の維持に衡平を欠き、混乱を来たすという点にあると考える。充分に理由のあることはあるが、今後の方向としては、国内法の視点として憲法39条および民事訴訟法第200条が掲げる公序良俗の理念に照らしてゆくことはもとより、国連レベルでの国際刑法の承認と国際協調の精神にそった「公平妥当と認められる判決内容である限り外国司法裁判所の判決尊重」という努力を求められるということとなろう。

○嘱託尋問調書……ロッキード事件につき、コーチャン元ロッキード社副会長らの嘱託尋問調書の証拠能力・信用性を全面的に認め、その嘱託手続の合法

性は刑事訴訟法第 296 条に定める裁判長の訴訟指揮権に依るものとされている（昭和 49 年 4 月 27 日小佐野被告関係控訴審）。これに対し弁護側は、刑事訴訟法には外国裁判所に証人尋問を嘱託する権限は何等認めていない。嘱託尋問にあたる刑事免責制度はわが国ではなく違法であると反論されている。重要な争点が外国法と日本法に股がるものであり、判決を左右する場合には刑事訴訟法制の将来に大きな影響を及ぼすものである。

○騎士道裁判……わが国を舞台とした外国人の動きには、原水爆禁止運動とか反安保ベトナム人民支援闘争など、政治活動・文化活動が活発にみられ、刑事裁判に及ぶ事例も多い。昭和 55 年のアメリカ環境保護団体「地球保存会」の長崎県壱岐・勝本町でのイルカ逃がし事件もその一つである。なかでも昭和 56 年 7 月 5 日の夜、千葉県市川市の路上で女性が男性に乱暴されているものと思い、通りがかりの外国人元英会話教師スチーブン・ジョン・ベラミーが助けに入り、空手の廻しげりで相手の男性を倒し、8 日後に死亡させた事件の理由づけは特異であった。千葉地方裁判所（大田浩裁判長）は「英國騎士道にのっとった善意の行為で、相手が襲ってくると思ったための正当防衛」と主張するベラミーの主張を容れ、昭和 59 年 2 月 7 日「事実の思い違いによる誤想防衛」と判断、「その誤想に過失があったとは認められない」と付言し無罪を言渡している。これに対し検察側は、被告は空手三段で体力の劣る相手を攻撃したのは正当防衛にはあたらない。また遺族に謝罪しない態度は日本武道の精神に背くとして争ったものであるが、これは容れられなかった。伝統武道は各国にもあるが、外国人が他国で争いある場合、自国の武士道の正当性を論拠に持ち出すことも古色蒼然たる感覚であり、そもそも歴史的に云って、武士道も騎士道も、かつての特權階級（貴族・武士）の上下ある支配的・儀礼的考え方で、善意であっても他国の近代市民社会で係りもなく死に至らせる正当な論拠となり得るか、その結審は今後外国人への刑事法制を考えてゆくうえで重要な要素である。

（四）刑執行上の問題

刑の執行には拘禁処遇（刑務所への収容）と非拘禁処遇（国外退去命令・強制送還・追放など）に大別できる。本稿では便宜内外の別により若干触れるにとどめ

たい。

○国際準則……この求められる基本的・原型的国際法制は、昭和30(1955)年8月30日、犯罪予防および犯罪者処遇に関する第1回国連会議で決議された「被拘禁者処遇最低基準規則」(1957年7月31日国連経済社会理事会承認採択)⁽⁸⁵⁾を是認することから出発しているといってよく、外国人としての国籍を問わず、犯罪者の共通した全世界的取扱基準というものに国際的同意を得たものとして高く評価されるものである。この最低基準規則には「外国人である被拘禁者は、自己の属する国の外交代表または領事と交通するために、相当の便宜を与えられねばならない」(第38条1項)とあり、「犯罪の嫌疑によらず逮捕又は拘禁された者は、市民的及び政治的権利に関する国際規約第9条の規定に定める権利を侵害されることなく、第一編(通則)及び第二編(特則)、第三章(被逮捕者及び未決被拘禁者)で与えられているのと同一の保護を与えられなければならない」(第95条)とあるごとく、世界各国共通のコンセンサスが得られ得る準則であり、国内法がこれと一致するよう努力が払われるべきであり、監獄法改正もこれを汲んだ作業が進められている。

この他、昭和45(1970)年5月の「刑事判決の国際的効力に関するヨーロッパ条約」⁽⁸⁶⁾は刑執行の国際準則化を前進させたものとして評価され、これを踏まえ昭和55(1980)年8月、南米ペネズエラのカラカスでの第6回国連会議で、外国において有罪が確定した者を本国で服役させるため移送を容易にする「犯罪人の本国移送決議案」が決議採択され、2年後の昭和58(1983)年3月、フランスのストラスブールで「受刑者移送条約」⁽⁸⁷⁾が締結されている。本人の同意とその利益を理由とする国際的配慮で、犯罪者の人道的措置として一步を進め条約化されているのである。多くの課題はあるが、昭和38(1963)年4月にウィーンで採択された「領事関係に関するウィーン条約」⁽⁸⁸⁾への加盟を早急にわが国でも検討する要があろう。なお昭和36年6月、国際連合と日本国政府との間に「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本政府との間の協定」⁽⁸⁹⁾が締結され、東京都府中市晴見町の府中刑務所に隣接して開庁せられ、以来今日まで、アジア・極東地域での国際化を推進する研修・研究の機関・拠

点として、大きな役割を果していることも見落してはならない。

○国内的対応……これについては、まずわが国の犯罪人口に占める外国人の割合とその刑執行推移から理解すべきであるが、外国人受刑者等の年末収容人員の推移につき、それは「収容人員総数の動きと類似した傾向を示しており、昭和37年の3,764人から減少を続け、51年には1,865人になったが、翌52年から増加をはじめ、最近では2,000人を前後とする数となっている」と説明せられている。昭和58年度の検察庁の新規受理人員総数は16,317人であって、前年より2,631人(13.9%)減少しているが、罪名別に見ると、恐喝、麻薬取締法違反が前年より増加している。なお、外国人登録法違反が全体の27.1%を占めているが、これに次いで、窃盜(19.8%)が多く、以下、傷害(9.8%)、覚せい剤取締法違反(6.0%)の順となっている、と報じている。総数を国籍別にみると朝鮮、韓国が13,338人と圧倒的に多く、受刑人員も例年、受刑外国人の3/4を占めている比率となっている。

刑執行段階では外国人受刑者はF級受刑者と分類され、男子は横須賀・府中の各刑務所、女子は栃木刑務所に集禁されている。外国人受刑者の処遇について法制上(監獄法など)特別の処遇規定はなく、わが国内法に準拠する対応がなされている。なかでも実務上の対応としては、次の事項が配慮すべき事項として指摘されている。

- (1) 職員との意思の疎通を図ること、(2) 厳正な規律の維持に努めること、(3) 日本人受刑者とのトラブル発生に注意すること、(4) 日本国及び日本人に対する理解を深めさせること、(5) 外国人受刑者処遇上の問題は、言語に対する配慮は別として、つまるところ、受刑者全体の処遇水準を高めることで対応すべきであり、そうすることによって、下級受刑者の処遇について見直しを行い、漸次その特例を減らし、できる限り、受刑者間の処遇較差を少なくする方向に進むのが適当と考える。

あとがき

小稿が史的試論ということで、副題である史実・文献の収集と対象領域の探

索ということに重点を置いた。わが国の歴史の中に点在した外国人の涉外事件は近代に入っても不平等条約の壁のもとにあり、『日本政治裁判史録』(第一法規)収録の各事件にも、司法に対する外交の優先(英國公使バーチス襲撃事件)、未締約国人裁判と司法権の擁護(清国人竹溪ら賄賂事件)、未締約国人に対する司法権独立の一過程(マリア・ルズ号事件)、隔靴搔痒の領事裁判(ノルマントン号事件)、法解釈により貫ぬいた司法権独立(大津事件・ロシア皇太子への謀殺未遂事件)などあるごとく、外国人に対する刑事法制の苦渋苦難は枚挙にいとまがない。今ここに外国人に対する刑事法制の検討と体系化を仮題として研究を試みるには、余りにも長い年月と広い対象・空間であって、一介の個人が学術的に纏めその成果を問うことは至難である。したがって、国際化の時代に対応、使命的にいって、法制史はこうした分野に眼を開き、日本法制史のみではなく、ローマ法・西洋法制史・東洋法制史の各領域の研究者と提携したプロジェクト・チームにより、積極的・総合的に解明し学術化してゆく必要があると考える。

小稿はこの大きなテーマの前には、単に筋道を追った上滑り作業、念願的試論ともいうものにすぎず、小さな契機、小さな方向づけ、小さな突破口ともなればと思うものである。

[注]

- (77) 外国人登録法第14条、外国人指紋押捺規則により左中指1指のみ、韓国では外国人には10指指紋の押捺が求められ、これを拒めば居留が許されない。
- (78) 法務省入国管理局編『出入国管理の回顧と展望』239頁。
- (79) 西欧でなされているサイン(自署)があり、元法務省入国管理局参事官竹内昭太郎氏の新聞論壇(昭和58年10月21日・朝日新聞論壇記事)では、新規外国人登録者の場合、指紋に替えて登録原簿に自動車運転免許証と同様に張り替え不可能な刷り込み写真で足りるのではないかという意見もみられる。
- (80) 前掲書(注78)239頁。
- (81) 国際人権規約第14条3項(d)、芝原邦爾「刑事手続と国際準則」法協百年論集(二)648頁、大沼保昭「『外国人の人権』論再構成の試み」法協百年論集(二)、400頁以下。
- (82) 日弁連新聞121号(昭和59年2月1日号記事)。
- (83) 政治犯罪人不引渡の原則はいまだ確立した国際慣習法とは認められない(昭和

51年1月26日最高裁第二小法廷判決).

(84) 朝日・毎日・読売各新聞(昭和59年3月31日記事).

(85) Standard minimum rules for the treatment of the prisoners; Ensemble des règles minima pour le traitement des détenus. 芝原邦爾「刑事司法に関する国際連合の規範及び準則」*ジュリスト*730号. 長島敦『犯罪防止と犯罪者の処遇』——国連と世界の動き——(昭和59年4月・成文堂).

(86) European convention on the international validity of criminal judgments, Convention européenne sur la validité internationale des jugements répressifs.

(87) 鈴木義男「第6回国連犯罪防止会議について(下)」『法律のひろば』34巻1号.

(88) Convention on the Transfer of Sentenced Persons, Convention sur le Transfèrement des Personnes Condamnées, 森下忠「受刑者移送条約について」『ジュリスト』799号.

(89) Vinna Convention on Consular Relations.

(90) 堀雄「外国人受刑者等の収容及び処遇」『ジュリスト』781号149頁.

(91) 昭和59年犯罪白書154頁.

(97) 前掲書(注90)152, 153, 154頁.